

湖西市新型コロナウイルス感染症による水道料金免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により、地域経済へ甚大な影響を及ぼしている状況を鑑み、市民生活及び経済活動を支援するため、湖西市給水条例（平成10年湖西市条例第11号。第4条において「条例」という。）第34条及び湖西市給水条例施行規程（昭和63年企管規程第2号。第5条第1項において「規程」という。）第21条の規定により、市長と給水契約をしている水道使用者の水道料金の免除を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用 炊事、洗濯その他の日常生活の用途をいう。
- (2) 事業用 農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業等の用途をいう。
- (3) その他用 前2号に掲げるもの以外の用途をいう。

(免除の対象者)

第3条 水道料金の免除の対象者は、令和2年7月31日時点で市長と給水契約をしている者（以下「給水契約者」という。）とする。

(免除の対象となる水道料金)

第4条 免除の対象となる水道料金は、条例第24条に規定する基本料金とする。

2 水道料金の免除の対象となる期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家庭用、事業用及びその他用の給水契約者については、令和2年8月1日から同年9月30日までの間の検針により確定する水道料金とする。
- (2) 第7条の規定による免除の延長を受けた事業用の給水契約者は、令和2年10月1日から翌年1月31日までの間の検針により確定する水道料金とする。この場合における免除の対象は、当該給水契約者が事業用に使用する給水装置に係る水道料金に限るものとする。
- (3) 免除の期間の中途において水道の使用を休止又は廃止したときは、条例第27条第1項の規定により、免除額を算定するものとする。

(免除の申請)

第5条 この要綱に基づく水道料金の免除において、規程第21条の水道事業納付金減免申請書の提出は、同条ただし書の規定により不要とする。

2 事業用の給水契約者で免除の延長を希望する者は、前項の規定にかかわらず、水道料金（基本料金）免除延長申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）及び電話番号

(2) お客様番号

(3) 給水装置設置場所（市長と給水契約をしている給水装置の設置場所をいう。次項において同じ。）

(4) 使用者氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

3 申請書には、給水装置設置場所に設置された給水装置が事業用として使用されていることを証明できる書類を添えなければならない。

（申請の期限）

第6条 前条第2項の規定による提出の期限は、令和2年8月31日とする。

（延長の決定）

第7条 市長は、申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容について審査し、免除の延長の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、当該審査の結果を水道料金（基本料金）免除延長審査結果通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（延長の取消し）

第8条 市長は、前条の規定により免除の延長を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、免除の延長を取り消すことができる。

(1) 申請書の内容に虚偽や不正があった場合

(2) 事業用の給水契約者に該当しなくなった場合

2 前項の規定による取消しを受けた者で既に料金の免除を受けていた場合は、市長は、当該取消しの対象者に免除した水道料金を請求することができる。

3 市長は、第1項の規定による免除の延長の取消しを行った場合は、当該取消しの対象者に書面により通知するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。